

宮崎県生涯読書活動推進計画 〔改定版〕

～ 「生涯にわたって 読書に親しむ みやざき県民」 を目指して ～



宮崎県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
II	読書活動をめぐる主な情勢と課題等	2
1	読書活動を取り巻く社会情勢	2
(1)	全国の情勢	
(2)	本県の情勢	
2	これまでの読書活動推進における主な取組と課題	5
(1)	子どもの読書に関する主な取組	
(2)	子どもの読書に関する主な課題	
(3)	大人の読書に関する主な取組と課題	
3	「日本一の読書県」づくり	8
(1)	「日本一の読書県」を目指す理由	
(2)	「日本一の読書県」の目指す姿 ～「生涯読書活動」の推進～	
III	基本的な考え方及び施策の柱	9
IV	具体的な取組等	10
1	家庭における読書活動の推進	10
(1)	「家庭で読書」の提唱と普及	
(2)	乳幼児の読書活動の推進	
(3)	小学生の読書活動の推進	
(4)	中・高校生の読書活動の推進	
(5)	若い世代の読書活動の推進	
(6)	子育て・就労世代の読書活動の推進	
(7)	高齢者の読書活動の推進	
(8)	障がいのある方の読書活動の推進	

2	学校等における読書活動の推進	13
	(1) 幼稚園、保育所等における読書活動の推進	
	(2) 学校や地域の特色をいかした読書活動の推進	
	(3) 学校図書館の読書環境の整備・充実	
	(4) 読書活動推進のための研修の充実	
	(5) 学校等と公立図書館の連携促進	
	(6) P T A活動と連携した読書活動の推進	
3	地域・職場における読書活動の推進	15
	(1) 地域における読書活動の推進	
	(2) 本と人をつなぐ「人づくり」と「場づくり」	
	(3) 職場における読書活動の推進	
	(4) 世代をつなぐ継続的な読書活動の推進	
	(5) 本の多様な読み方、楽しみ方の情報の収集・提供	
	(6) 読書を通じた「知の共有・創造」の場づくりの促進	
	(7) 市町村立図書館等の利用促進	
4	視覚障がい者等の読書環境の整備	17
	(1) 図書館の利用に係る体制の整備	
	(2) サービスの提供体制づくり	
	(3) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援	
	(4) 製作人材・図書館サービス人材の育成	
5	県民総ぐるみによる推進体制の充実	18
	(1) 県と市町村との連携・協力による推進体制	
	(2) 民間企業・民間団体等との協働による推進体制	
	(3) 「全県的な図書館ネットワーク」の構築	
V	管理指標について	19

資料編



I はじめに

I 計画策定の趣旨

我が国では、本格的な人口減少社会が到来し、情報通信技術の急速な発達や不透明感を増す国際情勢など、時代の大きな転換点を迎えています。また、本県では、若者世代や中山間地域での人口流出が進んでおり、宮崎県総合計画に掲げる「未来を築く新しいゆたかさ」の実現やまち・ひと・しごと創生の取組を、着実に進めていかななくてはなりません。

このため、県民一人一人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮して活躍できる地域社会を担う人財づくりに、県を挙げて取り組むことが極めて重要になってきています。

このような中、読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものであり、家庭や学校、地域・職場が一体となって、読書習慣を身に付けた子どもを育成していくことが大切です。

さらに、その読書習慣を大人になってももち続け、生涯にわたって読書に親しみ、自分の世界や知識、仲間を広げ、知的で心豊かな人生や活力あふれるみやぎづくりの実現につなげていくことが大切です。

県では、このような「生涯読書活動」の意義や明日の人財づくりの重要性を踏まえ、子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」を目指して読書環境の整備や読書振興に向けた施策を進めてきています。

そこで、読書を取り巻く環境変化や「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」の成果と課題、県内の有識者で構成する「宮崎県生涯読書活動推進委員会」での議論等に基づいて、「日本一の読書県」づくりに向けた基本的な考え方や方向性をより明確にした総合的な施策を、市町村や企業、民間団体等[※]との連携・協力により県民総ぐるみで推進するため、本計画を策定しました。

なお、令和元年に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」と、翌年に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、令和5年に本計画の一部改定を行いました。

※ I NPO法人、社会教育関係団体、ボランティア団体等の総称。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）（令和元年）のもと、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」（令和元年改定）及び「宮崎県教育振興基本計画」（令和元年策定）の下位計画として位置付けるものです。また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に定められた都道府県子ども読書活動推進計画、「読書バリアフリー法」第8条に定められた地方公共団体の計画を兼ねるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

II 読書活動をめぐる主な情勢と課題等

I 読書活動を取り巻く社会情勢

(1) 全国的情勢

① 「国民読書年」の取組

平成20年6月の国会決議で、平成22年を「国民読書年」とすることが定められ、読書推進に向けた機運を高めていくために、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年に関連した行事や取組が推進されました。

② 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正され、図書館が行う事業として、社会教育における学習成果を活用して行う教育活動等の機会を提供することが追加されました。また、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めることも新たに整備されました。

③ 学校図書館法の改正

平成26年6月に改正された学校図書館法では、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることを受けて、学校司書を置くよう努めるものとすることが定められました。

④ 学校図書館の整備充実

平成 28 年 11 月に通知された「学校図書館の整備充実について」の中で、学校図書館の運営上の重要事項について望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した「学校司書モデルカリキュラム」が示されました。

教育委員会においては、学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進するとともに、特に、図書館資料の面で、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること、司書教諭や学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であることが示されました。

⑤ 学習指導要領の改訂

平成 29 年 3 月に改訂された学習指導要領では、「国語科を要としつつ各教科の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実すること」「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善にいかすとともに、自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」「地域の図書館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞などの学習活動を充実すること」などが配慮事項として示されています。

⑥ 「読書バリアフリー法」の成立

令和元年 6 月に施行した「読書バリアフリー法」は、視覚障がい者等の読書環境を整備して、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受する事ができる社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 本県の情勢

① みやざきの人財育成

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の中の「人財育成戦略」では、子どもたちが将来に向かって夢や目標を描き、たくましく生き抜いていけるよう「生きる力」の育成・向上を図るとともに、郷土愛やグローバルな視野を育み、地域・社会の一員としての自覚を培うことで、宮崎や世界の未来を担う将来世代の育成を促進するとしています。また、ライフステージの各段階における多様な学習機会を提供することで、誰もが生涯学び続けられる環境づくりを推進し、特に、女性・高齢者・障がい者等の活躍を推進することで、県民一人一人が個性や違いを尊重し合い多様な能力を発揮することができるよう全員参加型社会の実現を目指しています。

さらに、同戦略を具体的に推進する「アクションプラン」の「人財育成プログラム」において、重点項目 1「子どもたちの『生きる力』の向上等による将来世代の

育成促進」を位置付け、子どもたちの発達の段階や学校の実態に応じた一斉読書、学校図書館を活用した学習活動等の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実などによって、生涯にわたる読書習慣を身に付ける教育を推進するなど、県民が読書に親しむ環境の整備を通じて、「日本一の読書県」に向けた取組を推進するとしています。

② 宮崎県教育振興基本計画の策定

「第二次宮崎県教育振興基本計画（改訂版）」では、「知識基盤社会」※₂が一層進展する中で、県民一人一人が、生涯にわたって自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や技術などを人財づくりへ生かすなど地域や社会に還元し、学びが循環する社会づくりを積極的に進め「生涯学習社会」の一層の実現を図る必要があるとされています。

また、同計画の施策目標の「Ⅱ 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」の施策の一つとして「生きる力を育む読書活動の推進」を位置付け、学校図書館を活用した読書活動や一斉読書の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実、学校図書館・公共図書館等の読書環境の整備に努め、読書に親しむ態度や生涯にわたる読書習慣を身に付ける教育を推進する等県立図書館や学校、家庭、地域等との連携により子どもから大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進し、「日本一の読書県」を目指すとしています。



※2 新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

2 これまでの読書活動推進における主な取組と課題

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成23年に「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」（平成23年度～32年度）を策定し、家庭・学校・地域等における読書活動を推進してきました。

(1) 子どもの読書に関する主な取組

① 家庭における取組

- それぞれの家庭でできる方法で、読み聞かせをしたり、親子で一緒に読書を楽しんだりする、家庭読書の取組を推進しました。

〈家庭読書に取り組む割合〉

(H22:小学校60%、中学校40%、高校47% ⇒ H28:小・中・高校51.7%)

(みやぎきの教育に関する調査・県教育委員会)

【参考(改定時の数字を記載しています。以下同様)】R3:小・中・高53.9%

② 学校における取組

- 県内各学校に呼びかけ、全校一斉の読書活動を推進しました。

〈全校一斉の読書活動を行う学校の割合〉

(H19:小学校99%、中学校64%⇒H28:小学校99.6%、中学校85.2%)

(学校図書館及び読書に関する調査・県教育委員会)

【参考】R3:小学校82.6%、中学校86.6%

- 各学校における読書啓発の取組などにより、児童生徒一人あたりの学校図書館での年間平均貸出冊数が増加しました。

〈児童生徒一人あたりの学校図書館での年間平均貸出冊数〉

(H21:小学校39冊、中学校7.4冊⇒H28:小学校64冊、中学校10.2冊)

(学校図書館及び読書に関する調査・県教育委員会)

【参考】R3:小学校75.1冊、中学校12.9冊

③ 地域における取組

- 各公立図書館における読書啓発の取組などにより、公立図書館における児童書の蔵書冊数及び貸出冊数が増加しました。

〈公立図書館における児童書の蔵書冊数及び貸出冊数〉

(蔵書冊数H21:約185万冊 ⇒ H28:約100万冊)

(貸出冊数H21:約131万冊 ⇒ H28:約137万冊)

(宮崎県公共図書館公民館等図書室の概要・宮崎県公共図書館連絡協議会 宮崎県立図書館)

【参考】R3:蔵書冊数約121万冊、貸出冊数約130万冊

- 全県的な読み聞かせ養成講座の開催により、読み聞かせボランティアが増加しました。

〈読書活動推進指導者養成講座の受講者数〉

(受講者数H22：延べ1,202人 ⇒ H25：延べ7,853人)

(読書活動推進指導者養成講座受講者集計・県教育委員会)

【参考】R3：延べ3,311人

(2) 子どもの読書に関する主な課題

① 家庭読書への取組が二極化の傾向

平成28年度「みやぎきの教育に関する調査」によると、「家族の中で、読書（読み聞かせを含む）をしたり、読んだ本について話し合ったりすることがありますか。」の問いに対し、「よくある」「ある程度ある」と回答した割合は51.8%、「ほとんどない」「まったくない」と回答した割合は48.2%でした。家庭における読書については、二極化の傾向にあることがうかがえます。このことから、家庭における読書啓発や読書習慣づくりへの取組が求められています。

【参考】R3：「よくある」「ある程度ある」53.9%、「ほとんどない」「まったくない」46.1%

② 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

1か月間に1冊も本を読まないいわゆる不読率は、小学校1.8%、中学校17.0%、高等学校23.6%で、中学生を除いて全国平均より低いものの、学校段階が上がるにしたがって高くなっている状況です。このことから、特に中・高校生への読書啓発や読書習慣づくりへの取組が求められています。

(平成28年度学校図書館及び読書に関する調査・県教育委員会)

【参考】R3：小学校2.1%、中学校14.7%、高等学校21.9%

③ 地域における取組の差が顕著

本県において、平成29年3月までに「市町村子ども読書活動推進計画」を策定しているのは38.5%（10市町村）で、全国の割合（72.4%）を下回っています。

各地域の実情に沿った読書振興の方向性を定めることは重要であることから、「市町村子ども読書活動推進計画」策定を促進することが求められています。

(平成28年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査・文部科学省)

【参考】R3：61.5%（16市町村）、83.5%（全国の割合）

④ 学校図書館の環境整備が不十分

学校図書館の蔵書冊数について、学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校では66.5%（全国：66.4% 以下（ ）内は全国平均）でほぼ全国平均、中学校では50.4%（55.3%）で全国平均を下回っています。

学校司書の配置については、小学校が55.9%(59.3%)、中学校が45.0%(57.3%)で、小・中学校とも全国平均を下回っており地域間において差が見られます。高等学校においては、95.1%(66.9%)で全国平均を上回っていますが、専任の司書は少ない状況にあります。このことから、人的・物的な環境の整備が求められています。

(平成28年度学校図書館の現状に関する調査・文部科学省)

【参考】R2 学校図書館図書標準を達している学校 小学校67.2%(全国71.2%)
中学校51.6%(全国61.1%)

学校司書の配置 小学校57.6%(全国69.1%)、中学校38.1%(全国65.9%)、
高等学校100%(全国66.4%)

(3) 大人の読書に関する主な取組と課題

県立図書館の図書を最寄りの市町村立図書館(室)を通じて、希望者に貸し出す図書配送システム(マイラインサービス^{※3})を、週1回から毎日配送にして県内全域での貸出サービスを充実させるなど、全県的な読書環境の整備に努めています。

また、市町村立図書館(室)においても、地域の課題解決のための情報提供や来館が困難な方への宅配サービスの提供など、それぞれ工夫した取組を行っています。主な課題としては、次のとおりです。

- ① 県民の日常的な読書活動についての意識調査では、1日平均30分以上本や雑誌、新聞、電子書籍等を読んでいる人の割合が54%、30分未満が34.8%、全く読まないが11.2%(14.2%)となっており、日常的に読書に親しむ人の割合を高めていくことが求められます。(平成28年度県民意識調査・県)

【参考】1日平均30分以上本や雑誌、新聞、電子書籍等を読んでいる人の割合が52.8%、30分未満は33.0%、全く読まないが14.2%

- ② 国の調査では、過去1年間に趣味として読書をした10歳以上の人の割合は、30.7%(全国44位、全国平均38.7%)となっており、県民が読書の楽しさを味わう手立てを講じていくことが求められます。(平成28年社会生活基本調査・総務省)

【参考】R3:23.9%(全国43位、全国平均31.6%)

- ③ 県内には、公立図書館の未設置自治体が7町村あります。県と市町村との役割分担を踏まえつつ、全県的な観点から県民がどこの地域でも読書に親しめるよう環境をつくることが求められます。

【参考】R3:未設置自治体5町村

※3 県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの公立図書館で県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするためのシステム。

3 「日本一の読書県」づくり

(1) 「日本一の読書県」を目指す理由

読書活動は、子どもから大人まで全ての県民が自ら学び、自ら考える力をつけ、豊かな人生を送るために貴重な役割を果たしてくれる有意義な文化活動です。

県では、この読書活動を、宮崎県総合計画に掲げる「未来を築く新しいゆたかさ」の実現やこれからの本県の地方創生を支える人財づくりにおいて、不可欠なものであると考え、子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」を目指すことにしました。

(2) 「日本一の読書県」の目指す姿 ～ 「生涯読書活動」の推進～

宮崎県では、どこに行っても本がある、大人も子どもも読書をする姿がいたるところで見られ、県民の心のゆたかさにつながっている、県民自らそれを実感している、そのような姿が「日本一の読書県」の姿であると考えています。

家庭や学校、地域・職場が一体となって、読書習慣を身に付けた子どもを育成していくとともに、その読書習慣を大人になってももち続け、生涯にわたって読書に親しむ県民を目指していくことが大切です。

「日本一の読書県」づくりを進めるに当たっては、これまで「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」に基づき、主に子どもを対象に読書活動の推進を図ってきましたが、全世代に応じた取組を進めていくことが必要となります。また、世代や発達の段階によって、読書の目的や方法も異なることから、乳幼児から高齢者まで生涯にわたって読書ができる環境・支援が大切です。

◎目指す県民像 「生涯にわたって 読書に親しむ みやざき県民」



「日本一の読書県」の取組を県民全体で盛り上げるキャッチフレーズ・ロゴデザインを作成しました。本を読むことで、自分の世界や知識、人とのつながりが広がることをイメージしています。

Ⅲ 基本的な考え方及び施策の柱

Ⅱにおいて示された社会情勢の変化や主な取組と課題、「日本一の読書県」づくり等を踏まえ、次の基本的な考え方の下、「生涯読書活動」の推進に取り組みます。

《基本的な考え方》

- ◎ 県民が本を読む楽しさやわくわく感を味わい、本を読むことで自分の世界や知識、人とのつながりが広がることを支援します。
- ◎ 「乳幼児」「小学生」「中・高校生」「若い世代」「子育て・就労世代」「高齢者」の各ライフステージに応じたきめ細かな施策を講じます。
- ◎ 「家庭」「学校等（幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校、各種学校を指す。）」「地域・職場」「県・市町村」がそれぞれ役割を分担し、連携・協働して目指す姿を実現していきます。
- ◎ 視覚障がい者等の読書環境を整備して、全ての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会を実現していきます。
- ◎ 「日本一の読書県」を目指して、県民総ぐるみの生涯読書活動を継続的に推進します。

上記の基本的な考え方に基づき、施策の柱として次の5つを定め、具体的な取組を進めていきます。

《施策の柱》

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域・職場における読書活動の推進
- 4 視覚障がい者等の読書環境の整備
- 5 県民総ぐるみによる推進体制の充実

本計画における読書は、趣味や楽しみのための読書だけではなく、自分の生活の充実や仕事・自己啓発等のための読書も含まれます。また、紙に印刷された本だけではなく、電子書籍のような紙以外の媒体を読むことなど、時代に応じた読書も含みます。

IV 具体的な取組等

(○は、県の取組 ◇は、市町村、市町村教育委員会、関係機関、企業等と連携した取組)

I 家庭における読書活動の推進

(1) 「家庭で読書」の提唱と普及

- それぞれの家庭でできる方法で読書を楽しむ「家庭で読書」の普及に努めます。また、「家庭で読書」を勧めるリーフレット等の配布やおすすめ本の紹介をします。

(2) 乳幼児の読書活動の推進

- 乳幼児の保護者を対象とした子育て相談おはなし会や乳幼児を対象としたおはなし会を開催します。
- ◇ ブックスタート^{※4}の取組や乳幼児を対象としたおはなし会の開催、出産前から子どもの読書を考えるマタニティおはなし会^{※5}を奨励します。

(3) 小学生の読書活動の推進

- 小学生等を対象としたおはなし会や親子参加型の読書イベントを開催したり、ブックリストを作成しておすすめ本の紹介をしたりします。
- ◇ おはなし会の開催やおすすめ本の紹介、読み聞かせボランティア等の育成を推奨します。

※4 司書、保健所、保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す運動。市町村自治体の事業として実施。

※5 妊娠中の母親や父親を対象に、赤ちゃんとの絵本の楽しみ方を伝え、絵本その他育児に役立つ本等を紹介するおはなし会。

(4) 中・高校生の読書活動の推進

- ヤングアダルト※₆コーナーの充実を図ります。また、希望者には、読書の足跡を記録する読書手帳を紹介するなど継続的な読書活動の支援を行います。
- ◇ 中・高校生の読書活動を推進するため、ヤングアダルトコーナーの設置・充実を推奨します。

(5) 若い世代※₇の読書活動の推進

- ヤングアダルトコーナーの活用を図るとともに、若者向けのおすすめ本の配布など情報発信に努めます。また、宮崎県大学図書館協議会と連携した読書振興の検討・実施に努めます。
- ◇ 若い世代の読書活動を推進するため、公立図書館や大学図書館の利用促進など継続的な読書活動を推奨します。

(6) 子育て・就労世代の読書活動の推進

- 子育て支援セット※₈を町村の図書館(室)へ貸し出し、子育て支援センターの読み聞かせ活動に活用してもらうなど、町村立図書館における子育て支援のための取組を支援するとともに、子育て世代による県立図書館資料の利用を推進します。
- 大人のための読書会や読書講座の開催など就労世代の読書時間の確保や読書を振興する取組を推進します。
- ◇ 子育て・就労世代における読書活動を推進するため、親子参加型のおはなし会の開催やおすすめの本の紹介などを推奨します。

※6 中学生・高校生などティーン・エイジャー、すなわち児童と成人の間に位置する年齢層。

※7 中学生・高校生を除く、概ね20代前半までの若者。

※8 県立図書館司書が、専門家による評価や利用者の声などを参考に選んだ育児書や幼児用絵本のセット。

(7) 高齢者の読書活動の推進

- 高齢者の読書活動を推進するために、大活字本^{※9}等の収集・整理・提供など資料整備と周知に努めます。
- ◇ 大活字本や朗読CD等の資料整備や来館が困難な方への宅配サービス、地域の公民館や集会所、コミュニティサロン^{※10}等での高齢者を対象とした健康音読会^{※11}や読書会等の取組を推奨します。

(8) 障がいのある方の読書活動の推進

- 障がいのある方の読書活動を推進するために、大活字本やＬＬブック^{※12}、布の絵本、音声録音図書^{※13}等の収集及び拡大読書器等の整備を図るとともに、それらの周知に努めます。また、来館が困難な方への宅配サービスの利用促進に努めます。
- ◇ 障がいのある方の読書活動を推進するために、大活字本やＬＬブック、布の絵本、音声録音図書等の収集及び拡大読書器等の整備、障がいのため来館が困難な方への宅配サービスを推奨します。



※9 弱視者用に活字の大きさ、行間、コントラスト等を考慮してつくられた図書。

※10 地域の人々が身近な場所で気軽に集まり交流する場。

※11 公民館や図書館、高齢者施設などで、昔話や詩などを皆で声に出し楽しみながら読む活動。

※12 知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。

※13 視覚障がい等によって本を読むことのできない人のために、耳で聞いて読書できるように朗読し、その音声を収録した図書。

2 学校等における読書活動の推進

(1) 幼稚園、保育所等における読書活動の推進

- ◇ 保護者に対して子どもの読書の大切さについての啓発や発達の段階に応じた絵本の紹介、保育者等の読み聞かせを推奨します。

(2) 学校や地域の特色をいかした読書活動の推進

- 読書活動における特色ある優れた取組を行っている学校や公立図書館の情報を収集し紹介することで、教職員の意識の高揚や指導力の向上、先進的な取組の県内への普及を推進します。
- ◇ 児童生徒の本に親しむ機会や読書機会を更に拡充するため、学校での一斉読書の時間の確保や図書館を活用した学習活動、読書活動の充実を図るとともに、家庭・地域との連携による読書活動を推進します。

(3) 学校図書館の読書環境の整備・充実

- 「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき図書資料の整備や学校司書の配置が促進されるように、市町村に対して働きかけを行います。
- 県立学校図書館及び図書館未設置地域の学校等に対し図書を貸し出す「やまびこ文庫」等を活用しながら、学校図書館の運営・充実に役立つ支援を行います。

(4) 読書活動推進のための研修の充実

- 司書教諭や学校司書など学校図書館を担当する職員をはじめ、校長等の管理職、教諭等を対象に、学校図書館の活用や読書活動の推進に関する研修を行います。

(5) 学校等と公立図書館の連携促進

- 学校図書館と公立図書館の連携促進につながる情報の提供や意見交換の場を設けます。
- 県立図書館における県立学校等への図書資料の配送の拡充など新たな学習活動の展開を支援します。

(6) PTA活動と連携した読書活動の推進

- ◇ PTA広報誌における読書活動の紹介や家庭教育学級等における読書に関する研修会の実施など、PTA活動と連携した読書活動を推奨します。



3 地域・職場における読書活動の推進

(1) 地域における読書活動の推進

- 読書団体や子育て支援団体、高齢者活動団体などと積極的な連携を図り、地域における読書活動を推進します。また、家庭や学校等における読書活動を支援する地域の取組を強化すること等により、家庭や学校等と地域が一体になった読書活動を推進します。

(2) 本と人をつなぐ「人づくり」と「場づくり」

- いつでも・どこでも・だれでも読書ができるように、店舗・病院等の身近な場所に本を手にとることができる場（マイクロライブラリー^{※14}）をつくる機運の醸成や普及に努めます。
- ◇ 本と人をつなぐ読書ボランティア等の育成・支援や家庭文庫・私設文庫の紹介を推奨します。

(3) 職場における読書活動の推進

- 読書時間の確保が難しい就労世代の読書活動を推進するため、アシスト企業^{※15}と連携して、経営者おすすめの本の紹介や職場内に本棚を設置する職場内文庫等の取組の呼びかけを行います。

(4) 世代をつなぐ継続的な読書活動の推進

- 現在を生きる県民の読書意欲の向上を図るとともに、未来へ向かって継続的な読書振興につなげるため、「県民おすすめの本」の選定・周知や優良読書活動の顕彰を行います。

※14 個人や団体の蔵書を一般に開放し閲覧や貸出を行うこと。

※15 企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供してくれる企業等。

(5) 本の多様な読み方、楽しみ方の情報の収集・提供

- 理科の実験と読み聞かせを融合させた理科読や、好きな本を紹介し語り合うグループ読書など、多様な本の読み方・楽しみ方に関する情報を収集するとともに、各種情報の提供に努めます。

(6) 読書を通じた「知の共有・創造」の場づくりの促進

- 県立図書館において、地域や個人の抱える諸問題の解決を図るため、課題に応じた多様な情報サービスや学習機会の提供を行います。
- 個人や団体、産学官の関係者など多様な主体が参画した、深い学びや課題解決を図るラーニング・コモンズ^{※16}等の「知の共有・創造」の場づくりに努めます。

(7) 市町村立図書館等の利用促進

- 「子ども読書の日」^{※17}や、「文字・活字文化の日」^{※18}「こどもの読書週間」^{※19}「読書週間」^{※20}などで実施しているおはなし会や講演会、展示会の取組や、地域に応じた読書活動推進の取組について、県民に対する広報・周知の充実を図ります。

※16 複数の人が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。

※17 ユネスコの「世界本の日」(4月23日)を、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)により、「子ども読書の日」(4月23日)として制定。

※18 文字・活字文化振興法(平成17年)により、「文字・活字文化の日」(10月27日)として制定。

※19 社団法人読書推進運動協議会が定めた読書活動推進の為の行事(4月23日～5月12日)。

※20 社団法人読書推進運動協議会が定めた読書活動推進の為の行事(10月27日～11月9日)。

4 視覚障がい者等の読書環境の整備

「読書バリアフリー法」第8条第1項の規定に基づき、視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を図る必要があります。

(1) 図書館の利用に係る体制の整備

- 公立図書館等においては、各図書館の特性や利用者のニーズに応じた円滑な図書館利用のための支援を行うことに努めます。
- アクセシブルな書籍等^{※21}を取り巻く環境や技術的動向等について情報を収集することに努めます。
- 県立図書館、点字図書館、市町村立図書館、学校図書館が連携し、視覚障がい等のある幼児、児童生徒、及び学生等が在籍する学校における読書環境の充実を図ることに努めます。

(2) サービスの提供体制づくり

- 国立国会図書館やサピエ図書館^{※22}のサービスの内容を必要とする県民が、より多くのサービスを利用できるよう周知を図ります。

(3) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援

- 様々な読書媒体や端末機器等の利用方法について、情報を提供するとともに、端末機器等の貸出を行います。

(4) 製作人材・図書館サービス人材の育成

- 司書、図書館職員、学校司書等の資質向上に資する研修を実施し、公共図書館や学校図書館における障がい者（児）サービスの充実を図ることに努めます。
- 点訳者、音訳者、アクセシブルな資料の制作者等について、計画的な人材育成に努めます。

※21 点字図書・拡大図書等のこと。ここではデイジー図書（デイジーDAISYとは、視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格）・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等も含む。

※22 視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方向けの点字・音声・テキストデータを提供するサービスの一つで、全国の会員・団体が、製作または所蔵する資料の目録並びに点字・音声・テキスト図書目録からなる、点字図書などの全国最大のデータベース。

5 県民総ぐるみによる推進体制の充実

(1) 県と市町村との連携・協力による推進体制

- 生涯読書活動が、家庭・学校・地域・職場を通して県全体で推進されるよう市町村と連携・協力するための場づくりや普及・啓発に取り組みます。
- 「市町村子ども読書活動推進計画」策定のための支援を行います。

(2) 民間企業・民間団体等との協働による推進体制

- アシスト企業が参加する会議などを通して、民間企業や民間団体等との協働による推進体制の構築を目指します。
- 企業や民間団体の優れた取組を県のホームページ等で紹介し、全県的な取組へと広げていきます。

(3) 「全県的な図書館ネットワーク」の構築

- 県立図書館を中心として、市町村図書館（室）や学校図書館、大学図書館等とのネットワークの充実や図書館相互のサービスの向上を図りながら、全県的な読書環境の整備と図書館サービスの充実を図っていきます。

V 管理指標について

基本方針に基づいた管理指標を設定し、各取組の進捗状況の点検・評価を行い、改善を図りながら計画を着実に推進します。また、目標値については、現状値を踏まえ、計画の期間の中間年に当たる令和4年度までに到達を目指すものとして設定しました。今後、その結果を検証して、令和9年度の最終目標を定めることとします。

基本方針	指 標	基準値 (H29)	中間 目標値 (R4)	最終 目標値 (R9)
① 家庭における 読書活動の推進	家庭で読書に取り組む割合 〈調査方法 みやざきの教育に関する調査〉	56.3%	70%	60%
② 学校における 読書活動の推進	朝の読書等の一斉読書を週に1回以上している学校の割合 〈調査方法 学校図書館及び読書に関する調査〉	小 98.7% 中 85.5% 高 86.4%	小 100% 中 90% 高 90%	小 80% 中 80% 高 90%
	読書が好きであると答える児童生徒の割合 〈調査方法 学校図書館及び読書に関する調査〉	71.6%	80%	小 87.9% 中 74.9% 高 78.5%
③ 地域・職場における読書活動の推進	本や雑誌、新聞、電子書籍等を1日に30分以上読んでいる人の割合 〈調査方法 宮崎県民意識調査〉	52.2%	70%	55.0%
④ 視覚障がい者等の読書環境の整備	読書バリアフリー関連の研修を受講した公立図書館職員の割合 〈調査方法 県生涯学習課調査〉	6.7% (R3)	/	25.0%



【キャッチフレーズ「読んで広がる」】

本を読むことで、自分の世界や知識が広がる事をイメージしています。

【ロゴデザイン】

様々なジャンルの本を読む事による楽しさやワクワク感、世界や知識の広がりを、本から出てくるいろいろなモノが虹色に変わっていくデザインにより表現しています。

資料編

- 宮崎県内の公立図書館及び公民館等図書室の名称・所在地等
- 関連法規等
 - ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
 - ・ 文字・活字文化振興法
 - ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- 宮崎県読書活動推進委員会設置要綱
- 宮崎県読書活動推進委員会委員名簿



公共図書館及び公民館等図書室の名称・所在地等

公共図書館（34館）

	市町村名	名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	F A X 番 号
	宮崎県	宮崎県立図書館	宮崎市船塚3丁目210番地1	880-0031	0985-29-2911	0985-29-2491
1	宮崎市	宮崎市立図書館	宮崎市花山手東3丁目25番地3	880-0930	0985-52-7100	0985-52-7158
		宮崎市立佐土原図書館	宮崎市佐土原町下田島20527番地4	880-0211	0985-30-1037	0985-72-2066
2	都城市	都城市立図書館	都城市中町16街区15号	885-0071	0986-22-0239	0986-22-0251
		都城市立高城図書館	都城市高城町穂満坊105番地	885-1202	0986-58-4224	0986-58-4245
3	延岡市	延岡市立図書館	延岡市本小路39番地1	882-0812	0982-32-3058	0982-22-0644
		延岡市立図書館 北方分館	延岡市北方町川水流卯1236番地2	882-0125	0982-28-5200	0982-28-5201
		延岡市立図書館 北浦分館	延岡市北浦町古江1943番地1	889-0301	0982-45-2466	0982-45-2466
		延岡市立図書館 北川分館	延岡市北川町川内名7250番地	889-0192	0982-46-2047	0982-46-2065
4	日南市	日南市立図書館	日南市飫肥2丁目6番18号	889-2535	0987-25-0158	0987-25-1200
		日南市立まなびピア図書館	日南市木山2丁目4番44号 まなびピア内	887-0013	0987-22-5666	なし
		日南市立北郷図書館	日南市北郷町郷之原乙1570番地	889-2402	0987-55-2469	0987-55-2469
		日南市立南郷図書館	日南市南郷町中村乙7051番地25 ハートフルセンター内	889-3204	0987-64-0924	なし
5	小林市	小林市立図書館	小林市細野367番地1	886-0004	0984-22-7913	0984-22-4333
		小林市立図書館 野尻分館	小林市野尻町東麓1183番地2	886-0212	0984-44-1100 (内線273)	なし
		小林市立図書館 須木分館	小林市須木中原1741番地1	886-0111	0984-48-2954	なし
6	日向市	日向市立図書館	日向市春原町1丁目47番地	883-0035	0982-54-1919	0982-54-5444
7	串間市	串間市立図書館	串間市大字西方6524番地58	888-0001	0987-72-1177	0987-72-0803
8	西都市	西都市立図書館	西都市大字右松2606番地1	881-0003	0983-43-0584	0983-41-1113
9	えびの市	えびの市民図書館	えびの市大字大明司2146番地2	889-4311	0984-35-0242	0984-35-3040
10	三股町	三股町立図書館	北諸県郡三股町大字樺山3406番地8	889-1901	0986-51-3200	0986-51-3751
11	国富町	国富町立図書館	東諸県郡国富町大字本庄4768番地2	880-1101	0985-75-9577	0985-75-9558
12	綾 町	綾てるは図書館	東諸県郡綾町大字北俣462番地2	880-1302	0985-77-0180	0985-77-0585
13	高鍋町	町立高鍋図書館	児湯郡高鍋町大字南高鍋551番地	884-0003	0983-21-1152	0983-21-1153
14	新富町	新富町図書館	児湯郡新富町大字上富田6345番地5	889-1403	0983-32-7878	0983-33-5928
15	川南町	川南町立図書館	児湯郡川南町大字平田2386番地3	889-1302	0983-27-7111	0983-27-7100
16	都農町	都農町民図書館	児湯郡都農町大字川北5448番地2	889-1201	0983-25-3316	0983-25-2683

	市町村名	名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号
17	門川町	門川町立図書館	東白杵郡門川町大字門川尾末1611番地1	889-0611	0982-68-0001	0982-68-0024
18	美郷町	美郷町立西郷図書館	東白杵郡美郷町西郷田代1870番地	883-1101	0982-62-6204	0982-66-2131
		美郷町立北郷図書館	東白杵郡美郷町北郷字納間401番地	889-0901	0982-62-6205	0982-62-6193
		美郷町立南郷図書館	東白杵郡美郷町南郷神門287番地	883-0306	0982-59-1605	0982-59-1119
19	椎葉村	椎葉村図書館 「ぶん文Bun」	東白杵郡椎葉村大字下福良1829番地70	883-1601	0982-67-2177	なし
20	高千穂町	高千穂町立図書館	西白杵郡高千穂町大字三田井723番地1	882-1101	0982-72-7219	0982-72-5515
21	日之影町	日之影町立図書館	西白杵郡日之影町大字七折9079番地	882-0401	0982-87-3809	0982-87-3816

公民館等図書室（12室）

	市町村名	名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号
1	宮崎市	宮崎市清武文化会館図書室	宮崎市清武町西新町6番地5	889-1613	0985-85-4454	0985-85-4422
		宮崎市きよたけ児童文化センター図書室	宮崎市清武町西新町1番地6	889-1613	0985-85-6811	0985-85-4244
		宮崎市田野公民館図書室	宮崎市田野町甲2818番地	889-1795	0985-86-2018	0985-86-4145
		宮崎市高岡地区農村環境改善センター図書室	宮崎市高岡町内山2887番地 高岡総合支所1階	880-2221	0985-82-0145	0985-82-0145
2	都城市	都城市山之口地区公民館図書室	都城市山之口町花木1934番地1	889-1802	0986-57-3114	0986-57-3574
		都城市山田総合センター図書室	都城市山田町山田3881番地7	889-4601	0986-64-1121	0986-64-1137
		都城市高崎たちばな学び館	都城市高崎町大牟田1150番地1 高崎総合支所内	889-4592	0986-45-8181	0986-45-8181
3	高原町	高原町中央公民館図書室	西諸県郡高原町大字西麓392番地	889-4412	0984-42-1484	0984-42-3969
4	西米良村	西米良村立図書館	児湯郡西米良村大字村所19番地	881-1411	0983-36-1111	0983-36-1205
5	木城町	木城町総合交流センター リパリス図書室	児湯郡木城町大字椎木2146番地1	884-0102	0983-32-2115	0983-32-2380
6	諸塚村	諸塚村中央公民館図書室	東白杵郡諸塚村大字家代3066番地	883-1301	0982-65-1246	0982-65-1246
7	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町教育委員会図書室	西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所10693番地1	882-1203	0982-82-0340	0982-82-1725

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの

読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条－第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進

するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

宮崎県読書活動推進委員会設置要綱

平成27年12月2日

県教育庁生涯学習課

(目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成十三年法律第百五十四号)第二条に定める子どもの読書活動に関する基本理念及び「文字・活字文化振興法」(平成十七年法律第九十一号)及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第四十九号)第八条に定める地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づき、子どもの読書活動の推進及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進を含む、子供から大人までの県民全ての生涯にわたる読書活動に関する施策の総合的な推進を図るため、「宮崎県読書活動推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 「宮崎県生涯読書活動推進計画」の策定及び推進状況の検証に関すること。
- (2) 本県における読書活動推進に係る施策に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、20名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 就学前教育関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 行政機関の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 民間企業・団体の代表

2 推進委員会には、委員長及び副委員長を1名ずつ置く。

3 推進委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。

2 推進委員会の議長は、委員長とする。

3 必要に応じ、委員以外の者に推進委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 推進委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は必要に応じて、推進委員会の会議に出席し、意見を述べるものとする。
- 3 顧問は、教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(幹事会)

第8条 推進委員会の事務を補助するため、推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は幹事長が招集する。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務及び推進委員会に係る諸経費の支出は、県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則（改正平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則（改正令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	職 名
幹 事 長	生涯学習課長
幹 事 会	教育庁
	教育政策課 担当リーダー及び担当
	義務教育課 担当リーダー及び担当
	高校教育課 担当リーダー及び担当
	特別支援教育課 担当リーダー及び担当
	教職員課 担当リーダー及び担当
	生涯学習課 担当リーダー及び担当
	県教育研修センター 担当リーダー及び担当
	県立図書館 担当リーダー及び担当
	福祉保健部
	長寿介護課 担当リーダー
	こども政策課 担当リーダー
	障がい福祉課 担当リーダー

宮崎県読書活動推進委員会委員名簿

任 期：令和3年5月24日から令和5年5月23日まで

名簿順：50音順（敬称略）

	氏 名	所属・役職等	備 考
委員長	竹内 元	宮崎大学教育学研究科 准教授	
委 員	石川 和子	びろうじゅ 代表	
委 員	井澤 誠子	公募	
委 員	大賀 千穂美	県視覚障害者センター 職員	
委 員	内勢 美絵子	九州福祉保健大学 特任教授	
委 員	北方 俊二	えびの市民図書館 館長	令和4年5月より
委 員	小坂 薫	県立日南振徳高等学校 教諭	
委 員	小島 英子	えびの市市民環境課 主査	
委 員	相良 小百合	県立都城泉ヶ丘高等学校 学校司書	
委 員	高八重 明彦	県立図書館利用者	
委 員	田中 聡子	県立清武せいりゅう支援学校 PTA	
委 員	玉城 美千子	あおぞら幼稚園 園長	
委 員	中山 修子	西都市立妻南小学校 指導教諭	
委 員	中村 吉寛	有限会社都城金海堂 代表取締役	
委 員	成合 進也	日向市地域福祉コーディネーター	
委 員	元長 貴司	障がい福祉課 主幹	
委 員	森山 慎作	県PTA連合会 副会長	
委 員	矢野 恭子	県立明星視覚支援学校 校長	令和4年5月より
委 員	吉永 登志孝	県立図書館情報提供課 課長	令和4年5月より



宮崎県生涯読書活動推進計画(改定版)

令和5年4月1日

宮崎県教育委員会（宮崎県教育庁生涯学習課）

〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

TEL 0985-26-7244

FAX 0985-26-7342



みやざき学び応援ネット

新生涯学習総合情報提供システム

<https://www.sun.pref.miyazaki.la.ip>